

都内飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生を受けた都の対応

【これまでの対応】

1 飼養鳥（家きん※を除く。以下同じ。）に関すること

- 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、以下の対応を実施（福祉保健局）
 - ・ 動物愛護相談センターが都立多摩動物公園における飼養状況を確認し、同施設で飼養されている他の飼養鳥に異常がないことを確認
- 当該鳥類を飼養していた場所の消毒を指導（福祉保健局）
- 都内の鳥類を取り扱う第一種動物取扱業者（販売、貸出し、展示）に対し、感染予防についての注意喚起文書を通知（福祉保健局）
- 検査実施状況について、関係機関等（東京都獣医師会、発生市及び周辺市を含む区市町村動物愛護管理主管課）に情報提供及び注意喚起（福祉保健局）

2 野鳥の監視等に関すること

- 鳥獣保護管理法に基づき、環境省が設定する野鳥監視重点区域（当該飼養施設の周辺 10 km 圏内）について、野鳥の監視を実施（環境局）

3 家きんに関すること

- 家畜伝染病予防法に基づき、以下の対応を実施（産業労働局）
 - ・ 同施設で飼養されている家きん（※）に異常がないことを確認するとともに、家きんの飼育エリアにおける消毒を指導
 - ・ 当該鳥類を飼養していた場所の消毒、通行制限、遮断を指導
 - ・ 確認地点から 3 km 以内の養鶏農家等に対して、家きんの異常有無を確認するとともに感染の防止を指導
 - ・ 都内の養鶏農家及び区市町村への注意喚起を実施

※ 家きん：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

4 公園・動物園・水族館等に関すること

- 多摩動物公園の臨時休園（2月16日（木）から当面の間）（建設局）
- 恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、井の頭自然文化園について以下の対策を実施（建設局）
 - ・ 園内死亡野鳥の監視態勢強化
 - ・ 野鳥に関する注意喚起の掲示を園内に掲出
 - ・ 一部鳥類の展示中止

【今後の対応】

1 飼養鳥に関すること

- 検査実施状況について、関係機関等（東京都獣医師会、区市町村動物愛護管理主管課等）に情報提供及び注意喚起する。（福祉保健局）
- 鳥類を取り扱う動物園等における飼養管理状況を確認する。（福祉保健局）
- 局のホームページにて本内容を掲載し、鳥の飼養者向けの注意事項を周知する。（福祉保健局）

2 野鳥の監視等に関すること

- 野鳥監視重点区域内の日野市含む 16 市（八王子市、立川市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市）に野鳥の監視体制の強化について通知する。（環境局）
- 区市町村に発生状況及び留意事項について情報提供する。（環境局）
- 野鳥監視重点区域が解除されるまで、10km 圏内の監視強化を継続する。（環境局）
- 野鳥監視重点区域において状況調査を実施する。（環境局）
- 市場内での野鳥の監視強化を実施する。（中央卸売市場）
- 都が管理する道路、河川、都立公園等での野鳥の監視強化を実施する。（建設局）
- 港湾施設等の巡回の頻度を上げる等、飛来する野鳥の監視強化を実施する。（港湾局）
- 水道施設等での野鳥の監視強化を実施する。（水道局）

3 家きんに関すること

- 家畜伝染病予防法に基づき、再度、以下の対応を実施する。（産業労働局）
 - ・ 同施設で飼養されている家きんに異常がないことを確認するとともに、家きんの飼育エリアにおける消毒を指導
 - ・ 確認地点から 3 km 以内の養鶏農家等に対して、家きんの異常有無を確認するとともに感染の防止を指導
 - ・ 都内の養鶏農家及び区市町村への注意喚起を実施

4 公園・動物園・水族園等に関すること

- 全都立公園・霊園への監視強化、連絡体制の周知徹底を行うとともに、来園者向けの注意喚起表示を掲出する。（建設局）
- 多摩動物公園については、臨時休園を継続する。発生が確認された場所（カモ池）で飼養している全ての鳥類の安楽死処置及び発生場所周辺の消毒を実施する。

恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、井の頭自然文化園については、監視強化、連絡体制の周知徹底、来園者向けの注意喚起表示の掲出を行うとともに、入園門、動物舎出入口で靴底消毒の徹底、飼養鳥等の移動制限、一部の鳥類の隔離施設への移動、展示中止を継続。（建設局）
- 海上公園での監視強化、連絡体制の周知徹底を行うとともに、来園者向けの注意喚

起表示を掲出する。(港湾局)

5 学校に関すること

- 私立学校に家さんの飼養衛生管理や野鳥の不審死対応などについて注意喚起を通知するほか、私立学校事務を主管する区市に対し、所轄の私立学校への周知徹底を依頼する。(生活文化スポーツ局)
- 都立学校及び区市町村教育委員会に今回の確定検査についての情報を提供するとともに、状況に応じて異常時の早期通報や、飼養衛生管理対策を徹底するよう改めて周知する。(教育庁)

6 その他

- 市場業者への情報提供を実施する。(中央卸売市場)
- 水道水の安全性について、ホームページで広報を実施する。(水道局)
- 検査実施状況について、関係機関等(東京都医師会、特別区保健衛生主管課、八王子市・町田市、都保健所、都内各医療機関、区市町村保育主管課等)に情報提供及び注意喚起する。(福祉保健局)